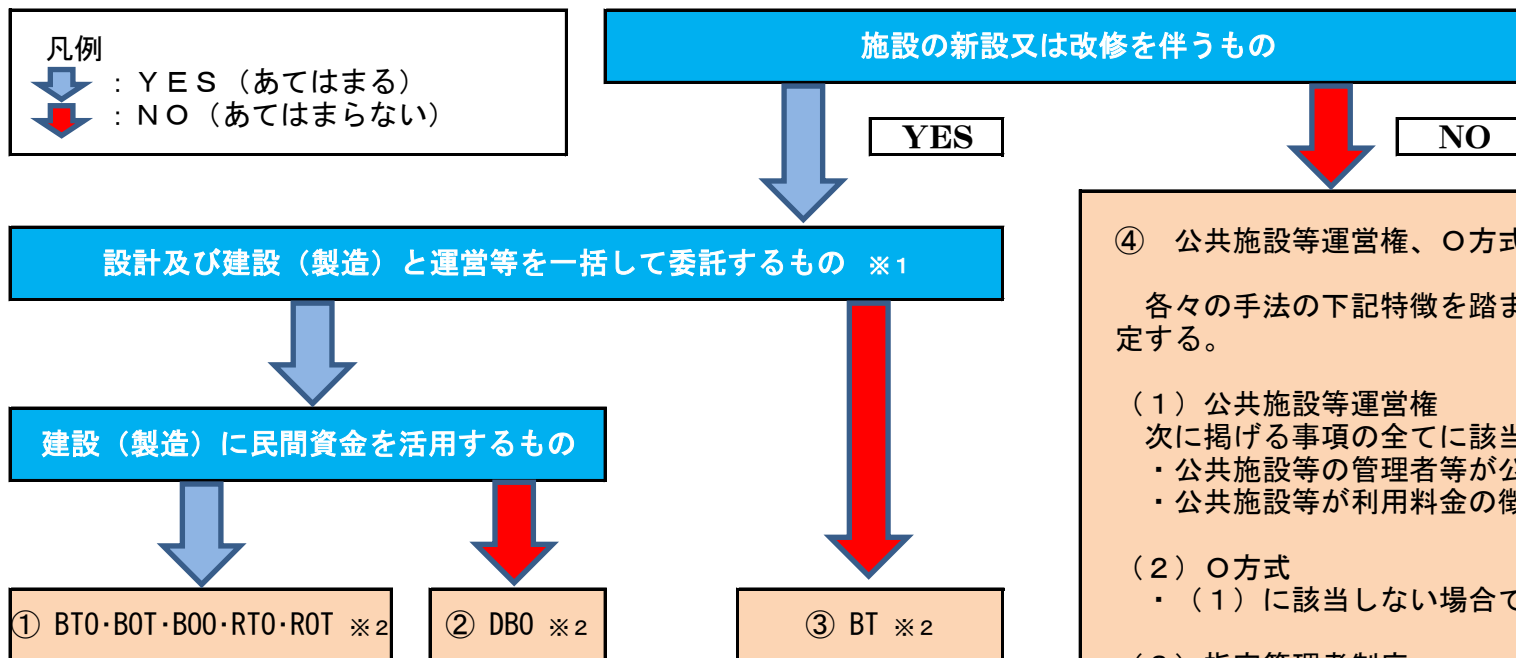


採用手法選択フローチャート



※1 例えば、（1）新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合、（2）当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい（急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される）ことから、建設（製造）後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合等は、「NO」を選択することが考えられる。

※2 これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられる。

④ 公共施設等運営権、O方式、指定管理者制度又は包括的民間委託

各々の手法の下記特徴を踏まえて、簡易な検討の対象とする手法を決定する。

- （1）公共施設等運営権
次に掲げる事項の全てに該当する場合に採用することができる。
 - ・公共施設等の管理者等が公共施設等の所有権を有していること
 - ・公共施設等が利用料金の徴収を行うものであること
- （2）O方式
 - ・（1）に該当しない場合でも採用することができる。
- （3）指定管理者制度
 - ・公共施設等が地方自治法に基づく「公の施設」に該当する場合に採用することができる。
- （4）包括的民間委託
 - ・公共施設等の維持管理又はこれに関する企画に掲げる二以上の種類の業務について、民間事業者に一括して委託する場合に採用することができる（下水道の包括的民間委託、水道の第三者委託等）。